

いわて家事・育児シェア普及推進業務委託仕様書（案）

1 業務名

いわて家事・育児シェア普及推進業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

3 業務目的

家事・育児等の無償労働時間の女性への偏りや固定的な性別役割分担意識といった構造的な問題の解消に向け、家庭内において男女が協力して家事・育児を行う意識醸成と、公民連携による男女双方の意識改革や理解促進に向けた啓発を行うことにより、本県における女性活躍の一層の推進を図ることを目的とする。

なお、業務内容のイメージは、別紙1のとおりである。

4 業務内容

(1) 家事・育児シェアに関するWEBサイトの構築

「3 業務目的」を踏まえ、以下の機能を備えたWEBサイトを構築すること。

ア いわて女性の活躍応援サイト (<https://www5.pref.iwate.jp/~hp0313/index.html>) 内に追加コンテンツとして構築すること。

イ 想定する構成及びタイトル案は別表のとおりであるが、より県民の興味をひくような、効果の高い提案については評価の対象とする。なお、これらは、県と協議の上、変更することができる。

ウ 追加コンテンツは、いわて女性の活躍応援サイトの既存コンテンツに支障が及ばないように構築することとし、職員に専門的な知識がなくても、コンテンツの追加や更新作業等が容易にできるようにすること。

エ WEBページの構成については、先行して公表している以下の他県等の例を参考として示す。

石川県 <https://ishikawa-papa.com/2022/sharesheet/>

福島県 <https://www.kiratto-fukushima.jp/kajidan/>

栃木県 <https://www.tochigi-woman-navi.jp/tochigi-tomokaji/>

オ WEBサイトの構築と「(2) 家事・育児シェア普及キャンペーンの実施」にあたっては、家事・育児の「シェア」は分担するだけではなく、「共有する」「軽減する」「外注する」を含めるものとし、家事・育児シェアが男女双方・家族にとって有益であるなど、女性と男性双方の立場や視点からのアプローチを意識する内容とすること。また、家事や育児に慣れていない男性でも抵抗感なく、男性の家事・育児への参画の動機付けにつながるよう要素も含めること。

カ 家事・育児シェア普及啓発用ロゴマークは、県が制作することから、WEBサイトの構築に当たっては、適宜、県が提供するロゴマークを適宜使用するものとし、サイト全体として統一性のあるデザインとすること。

キ ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮すること。

ク PCのほか、タブレット、スマートフォン等での閲覧や入力に配慮したデザインとすること。

ケ 公開されるサイト、ページに関する検索エンジンの最適化を講じること（SEO対策）。

コ 訪問者数や閲覧デバイス（PC、タブレット、スマートフォン等）のアクセス分析機能を搭載すること。また、分析情報を随時確認できるようにすること。

サ 納品した成果物の県サーバへのアップロードは県が自ら行う。

シ 成果物

（ア） 実施報告書 紙媒体1部

（イ） 実行プログラム 一式（作成するWEBページそのもの）

ス 納期及び納品場所

（ア） 納期 別表のとおり

（イ） 納品場所 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

セ 検収

（ア） 受託者は、成果物について、納品期日までに県に内容の説明を実施して検収を受けること。

（イ） 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について県に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

(2) 家事・育児シェア普及キャンペーンの実施

(1)で構築した「家事・育児シェアシート」を普及するための県民向けのキャンペーンを、県と協議しながら、以下の点に留意し、実施すること。

ア キャンペーンは、(1)で構築した「家事・育児シェアシート」の公開後、県とタイアップ企業との間で行う調整が整い次第、随時展開するものとするが、キャンペーン月間は令和6年11月とする。

イ 県が指定するタイアップ企業に対し、キャンペーン協力に必要な物品（(3)で制作するチラシやPOP等）を納品すること。

[県が想定しているタイアップ企業候補]

- ・ 県内の家電量販店
- ・ 県内でスーパーマーケット事業を展開する企業
- ・ 県と包括連携協定締結している企業 等

ウ 「家事・育児シェアシート」の利用者を対象とするアンケートの企画・運営・管理・集計を行うとともに、併せて、タイアップ企業における集客効果やお客様の反応等を取りまとめること。

なお、企業タイアップによるプレゼント企画などの手法を取り入れるなど、より効果の高いアンケート実施の企画提案については評価の対象とするが、ノベルティ、金券（商品券や割引等）、景品等の購入経費を委託料から支出することは不可とし、タイアップ企業からの無償提供により実施すること。

エ 男性の家事・育児参画を促し、女性活躍の推進や男性育休の促進への理解醸成を図るため、企業向け出張セミナーを実施すること。公募等により3社程度を選定し講師を派遣することとし、実施にあたっては県と協議しながら選定すること。

[企業向け出張セミナーの概要]

- ・ 基調講演（テーマ及び講師例：「なぜ家事・育児シェアが必要なのか」岩手県男女共同参画センター）と実践編（テーマ例：「プロから掃除や整理収納のコツを学ぼう」）で構成し、講師候補者は県と協議しながら進めるものとする。
- ・ 企業内の研修として、企業が自社内で会場を準備し、講師の謝金、旅費を委託料から支出すること。
- ・ セミナー終了後の受講アンケートへの回答（経営者と社員が対象）、マスコミ取材協力、セミナー結果の県HP掲載を公募条件とする。

オ タイアップ企業と連携を図りつつ社会的な広がりにつながるような、より効果的で自由な発想の企画を提案すること。（任意。ただし、予算の範囲内とする。）

（例：タイアップ企業と連携したPRイベントの開催等）

(3) チラシ等の制作

(1)で構築したWEBサイトの周知と、(2)のキャンペーンの実施を周知するためのチラシ等を作成し、納品すること。

ア チラシの制作

(ア) 規格 A4判、カラー4色以上

(イ) 作成部数 タイアップする企業用 10,000部、県納品分 100部

(ウ) 納品場所 タイアップ企業 30社程度、岩手県環境生活部若者女性協働推進室

イ タイアップ企業用のPR物品の制作

タイアップ企業用として家事・育児シェアにおすすめのアイテムがある周辺に設置するのぼりやスイングPOPといったPR物品を企画・制作し、タイアップ企業に納品すること。なお、より効果の高い企画提案については、評価の対象とする

(ア) 提供店舗数 県内30店舗（予定）

(イ) 作成部数等 別途通知（県がタイアップ企業分を取りまとめ連絡）

(4) その他

(1)～(3)に掲げる提案のほか、当事者によるシェアシート利用の直接的な機会の確保に資する取組や、様々な分野の企業と連携を図りつつ社会的な広がりにつながるような、より効果的で自由な発想の企画を提案すること。（任意。ただし、予算の範囲内とする。）

5 業務実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、業務全体の進行管理や県との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者等を選任すること。
- (2) 業務実施にあたっては、進行スケジュールを作成し進行管理を行うこと。
- (3) 企画検討や連絡調整のため、県と受託者において必要に応じて打ち合わせを行い、受託者は事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。

6 再委託等の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

7 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 県は、上記6(2)により受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

8 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

9 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

10 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること
- (2) 受託者は、初期段階で企画・構成イメージを県と十分にすり合わせした上で着手するなど、本事業の執行に当たって、随時、県と協議を行うこと。
- (3) この仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする

別表

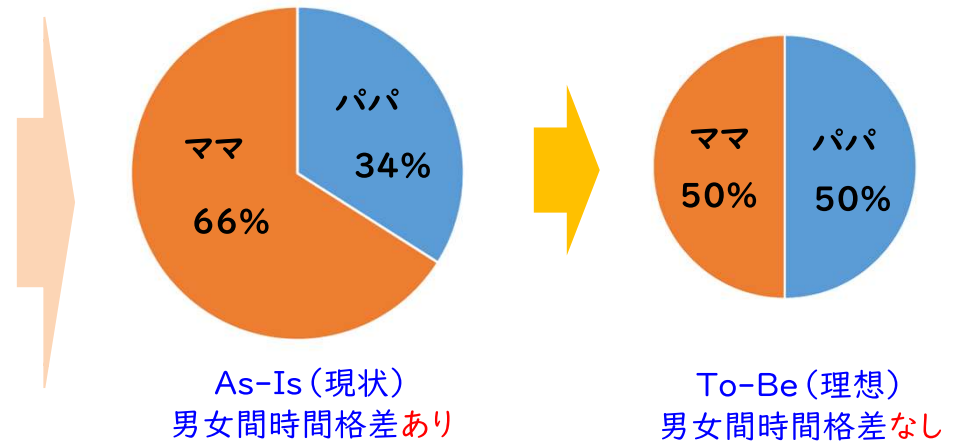
家事・育児シェアに関するWEBサイトの構成案、タイトル案及び納期

構 成	内 容	納 期
家事・育児シェアのすすめ (仮称) (トップページに追加)	家事・育児シェアを考える導入部分として、家事・育児時間における男女格差の現状を統計情報を用いて解説すること。 (情報例) ・働き夫婦の割合 (就業構造基本調査) ・6歳未満の子を持つ世帯の1日あたりの家事時間(社会生活基本調査) 等	令和6年 7月下旬
家事・育児シェアシート	普段の家事・育児を可視化し、負担割合と総量を客観的に見直すためのシート(家事・育児シェアシート)を作成すること。 なお、親しみやすさ、分かりやすさ、利用上の簡便さに配慮し、PCやスマホ等で簡単に入力できる簡易版(他県の例:石川県 https://ishikawa-papa.com/2022/sharesheet/)と、PDF及びExcelで制作した詳細版(他県の例:福島県 https://www.kiratto-fukushima.jp/kajidan/)をそれぞれ作成すること。 また、有識者や専門家の監修・協力を得て制作すること。	令和6年 7月下旬
家事・育児スキルに関する情報紹介	家事や育児に慣れていない男性でも抵抗感なく参考できるような内容とし、有識者や専門家の監修・協力を得ること。	令和6年 11月初旬頃 (別途通知)
関連情報(国、県、市町村等の取組へのリンク)	同左	令和6年 7月下旬
家事・育児シェアキャンペーン	公民連携によるキャンペーンの内容やシェアシート利用者のアンケート回答の募集等の情報を掲載すること。 (参考) アンケート回答ページの参考例 石川県 (https://ishikawa-papa.com/2021/sharesheet/)	令和6年 11月初旬頃 (別途通知)

ア 「家事・育児シェアシート」の制作（家事・育児負担の見える化ツール）

	現状		➔	目標				
食事を食べさせる／ミルクを飲ませる <small>□ 該当なし</small>	パパ 30%	□		ママ 70%	➔	パパ 50%	□	ママ 50%
歯磨きをさせる（補助） <small>□ 該当なし</small>	パパ 30%	□		ママ 70%	➔	パパ 50%	□	ママ 50%
着替えをさせる／オムツを替える <small>□ 該当なし</small>	パパ 40%	□		ママ 60%	➔	パパ 50%	□	ママ 50%
子どもの送迎（園・学校、習い事など） <small>□ 該当なし</small>	パパ 40%	□		ママ 60%	➔	パパ 50%	□	ママ 50%

家事・育児シェア結果出力画面



イ 公民連携による「家事・育児シェアシート」の普及

想定される提携業界・企業（主なもの）

時短家電
・家電量販店等



時短食材・時短グッズ
・食材宅配サービス
・スーパー・コンビニ



家事代行・ハウスクリーニング



生命保険会社

上記以外の県内企業

・男性育休や男性の家事・育児参画に関心が低い企業向け

想定される提携内容

◆ 共催キャンペーン（各HP掲載等）

【企業協賛のイメージ】

- ・家事・育児シェアシートやアンケート記入者に対する「商品の割引」又は「割引クーポン」等の配付
- ・ノベルティグッズの配布

◆ 店内イベント（特設販売コーナー（のぼり・POP表示、時短実演、家事・育児シェアシート配布等）

◆ 共催キャンペーン（各HP掲載等）

◆ 共催キャンペーン（各HP掲載等）

◆ 営業職員による周知協力（チラシ等の配布）

◆ 企業向け出張セミナーの開催

（公募により3社程度を選定し、講師派遣。効率的な家事ノウハウを学ぶ等のテーマで社員研修を実施。）